

Zenken通信 (vol. 53)

▽ 今回のお届け情報

Title: 島根県「専任技術者の配置要件を緩和」

Outline

添付資料P1～3

○島根県は、県内企業の受注機会の確保や県内建設関連企業の販売増による雇用確保、工事の早期発注による県内企業支援の観点から、6月補正予算における経済対策の早期実現に向けた執行方針を発表した。

【主な執行方針】

1. 現場配置技術者等の取り扱い

配置予定技術者が他の工事に従事している場合、新たに発注する工事の契約締結後、現場着手までに確実に現場専任として配置可能であれば、入札参加を認める（現行は、開札日に他の工事に従事していないことが条件）。

2. 実績を重視した特別簡易型総合評価方式の活用

企業の施工能力や地域貢献等の実績を重視した評価による特別簡易型総合評価方式を適用し、受発注者双方の事務簡素化を図る。

担 当 ：事業企画課 林

専任技術者の配置条件緩和

島根県

着工時従事で参加可能

島根県は、経済対策の早期実施に向け、6月補正に伴う執行方針をまとめ、運用を開始した。専任の主任技術者等の配置条件緩和措置や特別簡易型総合評価方式の適用、県内下請けおよび県内産資材使用の義務化継続が柱となっている。対象工事は、2008年度繰越予算、09年度当初予算も含め、10年3月31日までに指名通知または入札公告する案件とする。

今回の方針は、6月補正予算成立に伴い、県内企業の受注機会確保および県内建設関連企業の販売増による雇用確保、工事の早期発注による県内企業支援の観点から取り組むことになった。

具体的施策は、現場配置技術者等の取り扱いとして、現場専任の主任技術者等の配置条件を緩和する。現行では、

開札日に他の工事に従事していないことが入札参加要件となっているが、配置予定技術者が他の工事に従事中の場合、新たに発注する工事の契約締結後、現場着手までに確実に現場専任として配置可能であることを条件に参加可能とする。

また、企業の施工能力や地域貢献などの実績を重視した評価による特別簡易型総合評価方式を適用することで受発注者相互の事務の簡素化を図る。特別簡易型の運用は、技術的な工夫の余地が小さく、かつ規模の小さい工事を選択し、「施工計画の要点」を必須の評価項目としている。今回、補正以降の発注の執行では、1億円未満の工事では特別簡易型に限り、施工計画の要点を特例として評価項目から削除する。この削除部分の評価点2点は、地域貢献などの評価を現行の2点から4点にアップする。

そのほか、県内調達の義務付けについては、これまで同様継続し、県内建設関連産業の活性化につなげる。特殊な工事を除く県内企業の下請けおよび品質に問題が生じない範囲での主要土木資材（生コン類、砕石類、コンクリート2次製品類、アスファルト混合物）の県内産使用の義務付けが柱となる。

6月補正等に伴う執行方針

平成21年 7 月10日

□今回の補正予算については、経済対策の早期実施の必要性に鑑み、以下の観点から執行に取り組む。

- ①県内企業の受注機会の確保、県内建設関連企業の販売増による雇用確保
- ②工事の早期発注による、県内企業の支援
- ③対象となる工事は、平成21年7月10日から平成22年3月31日までの間に指名通知又は入札公告を行う工事（H20繰越予算、H21当初予算を含む）

1. 現場配置技術者等の取り扱い

- ①現場専任の主任技術者等の配置条件の緩和
 - ・配置予定技術者が他の工事に従事中の場合、新たに発注する工事の契約締結後、現場着手までに確実に現場専任として配置可能である場合は、参加可能とする。
 - （現行は、開札日において他の工事に従事していないことが入札参加要件）

2. 実績を重視した特別簡易型総合評価方式の適用（別紙）

- ①企業の施工能力、地域貢献等の実績を重視した評価方法による事務の簡素化
 - 総合評価方式入札のよい面を残しつつ、受発注者相互の負担を軽減できる。
 - 実績重視により、地域に根ざした、優良な企業の評価に繋がる。

3. その他

県内調達義務付けについては継続する。

- ①下請けを使用する場合、適切に施工できる県内企業がない特殊な工事を除き県内企業への下請けを義務付ける。
- ②工事で使用する主要な土木資材について、品質に問題を生じない限り県内産資材の使用を義務付ける。（主要な土木資材とは：生コンクリート類、砕石類、コンクリート二次製品類、アスファルト混合物）
 - 県内企業からの調達をより促進し、県内建設関連産業の活性化に繋がる。

6月補正等に伴う総合評価方式の執行

平成21年7月
土木部技術管理課

総合評価方式の執行にあたって、技術的な工夫の余地が小さく、かつ規模の小さな工事においては特別簡易型を選択して、「施工計画の要点」を必須の評価項目としている。

今般の補正以降の工事発注の執行にあたって、1億円未満の工事で、特別簡易型総合評価方式に限り、下記の評価項目により行うことができるものとする。

● 評価項目

特別簡易型の評価項目と基準（例）

評価項目（※3）		評価基準	配点
特例として 削除	施工計画の 要点	・当該工事の理解度 ・取り組み姿勢	2点
	企業の施工 実績	・企業の工事成績評定点の平均点による 配点【必須】（※1） ・企業の同種・類似工事の施工実績	4点
特殊工事以外では工事成績評定点は不可	配置予定技術者の資格・能力	・配置予定技術者の資格 ・配置予定技術者の同種・類似工事施工実績	2点
	地域貢献 ほか	・防災協定締結の有無 ・道路維持修繕業務実績【推奨】 ・道路除雪業務実績【推奨】	2点 ↓ 4点
		・ボランティア実績等 ・高齢者・障害者雇用、育児休業制度等の実績	
		・本店・営業所等の所在地 ・近隣地域での施工実績	
加算点合計			10点

- ※1 競争参加者が少ないと見込まれる工事では加算点を4点とせず、3点あるいは2点とすること。
- ※2 競争参加資格の要件としている場合は評価項目として採用しないこと。
- ※3 必須以外の評価項目は「運用の手引き」により適宜必要な項目を選定し、配点の変更も可。ただし、加算点合計は10点とすること。
- なお、加算点を2点以上とする場合は1点刻みの評価基準とすること。

厳守！

◎上記を厳守して発注する工事については、総合評価審査委員会には事後承認とすることができる。このことについて、審査委員は了解済み。

◎既に総合評価審査委員会で審査済の工事であっても、内容の変更は可能であるが、必ず総合評価審査委員会に報告すること。

3